

こんなときどうする？ Q&A ～相続が発生した場合～



Q：山林を相続した後、相続人以外のあて名でニュースレターが届いたけど、手続きが必要？

A：水源林契約の**名義変更**が必要です。
次の場合に分けて手続きをご案内します。



START

相続の登記が完了した

YES

NO

来年の3月末までに
相続の登記が完了する

YES

NO

契約地を相続した人は1名
(契約地は全筆お一人で相続した)

YES

NO

変更様式を送付します。

必要事項を記入の上、
ご返送ください。

まずは県にご連絡
ください。

相続人のうち、代表の方に契約を承継していただけるかご相談させていただきます。

法定相続人のなかから、**代表者を1名**
お選びください。
代表者の方に変更様式と委任状を送付
します。

代表者の方は他の相続人の委任状を添えて、変更様式をご返送ください。
(年度内にお手続きが必要のため)



次の場合も県にご連絡をお願いします！

- 契約地の**売買**・**権利変更**をお考えのとき
- **住所**・**振込口座**・**代表者**を変更したとき

お問合せ先

神奈川県県央地域県政総合センター 森林部

新規契約の相談、契約内容の変更について : 水源の森林推進課
整備の内容等について : 水源の森林整備課

〒252-0157 相模原市緑区中野937-2

TEL : 042-784-1111 (平日8時30分～17時15分)